

夫婦間の預金口座の移し替えとみなし贈与

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

国税不服審判所：令和3年7月12日裁決（裁決事例集No.124）

Brush up point

本件は、夫名義の預金口座から妻（請求人）名義の証券口座に金員が入金されたことは、相続税法9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当しないとされた事例である。国税不服審判所の裁決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 相続税法9条の「利益を受けた場合」とは、利益を受けた者の財産（積極財産）の増加又は債務（消極財産）の減少があった場合等を意味するものである。したがって、対価を支払わないで利益を受けた場合に該当するか否かの判定については、対価の支払の事実の有無を実質により判定し、当該経済的利益を受けさせた者の財産の減少と、贈与と同様の経済的利益の移転があったか否かにより判断することを要する。
- (2) 夫婦間における財産の帰属については、①当該財産又はその購入原資の出捐者、②当該財産の管理及び運用の状況、③当該財産の費消状況等、④当該財産の名義を有することとなった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。

I 事実関係

本件は、原処分庁が、請求人の夫名義の預金口座から出金され請求人名義の預金口座等に入金された金員について、相続税法9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当するとして、請求人に対し贈与税の決定処分等をしたところ、請求人が、当該金員の財産的な移転はなく、請求人は何らの利益を受けていないとして、その全部の取消しを求めた事案である。事実関係の詳細をみると、次のとおりである。

(1) 請求人は、夫Hの妻である。請求人は、平成27年3月9日、J証券〇〇支店に請求人名義の口座を開設した。請求人は、平成27年3月11日、K銀行〇〇支店の夫H名義の普通預金口座から出金した金員をJ請求人名義口座に入金し、いったん、J〇〇ファンドを購入した後換金し、同月17日、L社及びM社の各株式の購入に充てた。

請求人は、平成27年3月19日、K夫名義口座から出金した金員をJ請求人名義口座に入金し、いったん、J〇〇ファンドを購入した後換金し、同月23日に、N社、P社及びQ社の各株式並びにJ外貨〇〇ファンドを購入、同月30日に、J投資信託の購入に充てた。

請求人は、平成27年5月21日、K夫名義口座から出金した金員をK銀行〇〇支店の請求人名義の普通預金口座に入金し、同日、K請求人名義普通預金口座から同支店に開設した請求人名義の投資信託口座へ振り替えた後、その全額をK投資信託の購入に充てた。

(2) 請求人は、平成28年3月15日、上場株式等の配当等に係る配当所得の源泉徴収税額の還付を求めて、平成27年分の所得税等の確定申告を行った。請求人は、この確定申告に際して、特定口座開設者を請求人、金融商品取引業者等をJ証券〇〇支店、上場株式等に係る譲渡損失の金額を×××円、株式及びオープン型証券投資信託の配当等の額を×××円、源泉徴収税額を×××円と記載した「平成27年分特定口座年間取引報告書」を併せて提出した。同様に、請求人は、平成29年3月13日、上場株式等の配当等に係る配当所得の源泉徴収税額の還付を求めて、平成28年分の所得税等の確定申告をした。請求人は、この確定申告に際して、特定口座開設者を請求人、金融商品取引業者等をK銀行〇〇支店、オープン型証券投資信託の配当等の額を×××円、源泉徴収税額を×××円と記載の「平成28年分特定口座年間取引報告書」を併せて提出した。

(3) 夫Hは、平成29年2月〇日に死亡し、その相続が開始した。請求人は、他の相続人らと共同して、法定申告期限内に本件相続に係る相続税の申告をした。この申告において、上記本件各入金を原資とする財産は、課税価格に算入されておらず、また、請求人の納付すべき相続税額は、相続税法19条の2《配偶者に対する相続税額の軽減》1項の規定の適用を受けた。

この相続税の申告に対し、原処分庁の調査担当職員は、令和元年11月5日、請求人の自宅に臨場して、本件相続に係る相続税等の実地調査をした。請求人は、令和2年4月15日、本件各入金を原資とするJ請求人名義口座及びK請求人名義投資信託口座の有価証券等の価額の合計額×××円と、現金×××円が申告漏れであったとして、本件相続に係る相続税の修正申告をした。

原処分庁は、令和2年6月30日付で、請求人に対して、本件各入金について、対価を支払わないで利益を受けたと認められるため、相続税法9条の規定により、請求人が夫Hから贈与により取得したものとみなされるとして、平成27年分の贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をなした。この処分を不服とした請求人は、所定の手続きを経て、本請求に及んだ。

II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点は、本件各入金が、相続税法9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当するか否かである。当事者の各主張は、次のとおりである。

請求人の主張	原処分庁の主張
本件各入金は、相続税法9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当しない。 (1) J請求人名義口座及びK請求人名義投資信託口座では、請求人が取引に係る書類の記入や実際の手続を行っていたが、その管理・運用は、夫Hの指示又は包括的同意若しくはその意向を忖度したものである。したがって、請求人がJ請求人名義口座及びK請求人名義投資信託口座の管理・運用をしていたとしても、贈与契約が成立していない以上、本件各入金を原資とした財産がいずれ	本件各入金は、相続税法9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当する。 (1) 本件各入金がされた後、請求人名義の各証券口座における管理・運用は、夫Hの意向に拘束されることなく請求人自身の判断に基づいて有価証券の取引を行っていたと認められる。このように、請求人が自らの判断に基づいて有価証券の取引を行っていたのは、その原資である本件各入金について請求人の資金であるという認識を持っていたからである。

も夫Hから請求人に移転したということはできない。

- (2) 請求人が平成27年分及び平成28年分の所得税等の確定申告をしたのは、K銀行の担当者から「確定申告をすれば税金が還付される」と教えられたため、税金に関する知識もあまりない請求人が深い考えもなく、近くの税理士に頼んで還付申告の手続を行ったにすぎない。
- (3) 本件各入金を原資とした財産は、夫Hに帰属するものであるから、夫Hは、何ら経済的利益を失っておらず、一方、請求人は何らの経済的利益を享受していない。

(2) 請求人は、J請求人名義口座及びK請求人名義投資信託口座から生ずる投資信託分配金等を、いずれも、K請求人名義普通預金口座に入金し、平成27年分及び平成28年分の所得税等において請求人の所得として確定申告している。

(3) 請求人が本件各入金に見合う額の金員を夫Hに返還した事実はないことから、夫Hは本件各入金に見合う額の経済的利益を失い、その一方で請求人は、本件各入金により経済的利益を受けたものと認められる。

III 裁決の要旨

[1] はじめに、審判所は、相続税法9条の法令解釈について、次のとおり、判断した。「相続税法第9条が規定する『利益を受けた場合』とは、おおむね利益を受けた者の財産（積極財産）の増加又は債務（消極財産）の減少があった場合等を意味するものと解され、上記趣旨に鑑みると、同条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当するか否かの判定については、対価の支払の事実の有無を実質により判定し、当該経済的利益を受けさせた者の財産の減少と、贈与と同様の経済的利益の移転があったか否かにより判断することを要するものと解するのが相当である。」

[2] 次に事実認定による本件への当てはめとなるが、まず、「一般的に、財産の帰属の判定において、当該財産の名義が誰であるかは重要な一要素となり得るもの、我が国において、自己の財産をその扶養する家族名義の預金等の形態で保有することも珍しいことではない。また…財産の管理及び運用を行った者が誰であるかも重要な一要素となり得るもの、特に夫婦間においては、一方が他方の財産を、その包括的同意又はその意向を忖度して管理及び運用することはさほど不自然なものとはいえないから、これを殊更重視することは適切ではない。そうすると、夫婦間における財産の帰属については、①当該財産又はその購入原資の出捐者、②当該財産の管理及び運用の状況、③当該財産の費消状況等、④当該財産の名義を有したこととなった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。」と、4つの判断要素を提示した。

[3] そこで、各判断要素について、審判所は、次のとおり判断した。

①の本件各入金の出捐者は、夫Hである。

②の管理及び運用の状況をみると、本件各入金の前後を通じて、夫Hの給与等を含むF家の家計全般を請求人が管理していたことが認められる。ただし、請求人は、夫Hから同人の財産に係る管理・運用の包括的同意を得た上で、その財産を主体的に管理・運用していたと解しても、あながち不自然とはいえない。このことは、財産の帰属の判定を左右するほどの事情とは認めることができない。

③当該財産の費消状況等については、各預金口座の入出金は少額であり、その出金は、家計費の一部を賄うためのものと認められ、請求人が自ら私的な用途で費消した事実は認められない。

められない。

④当該財産の名義を有することとなった経緯等については、我が国において、夫婦間における財産については、一方が自己の財産を他方の名義の預金等の形態で保有することが珍しくないことを併せ考えると、請求人名義の各口座に入金された本件金員につき、請求人によって私的に費消された事実が存在しない本件においては、請求人が専らF家の生計を維持するために夫Hの財産を管理・運用していたと解するのが相当である。

以上によって、本件各入金は、相続税法9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合には該当しないため、これに該当することを前提にされた本件決定処分等は違法であるから、その全部を取り消すべきであると判断された。

IV 解説

[1] 相続税法9条は、「みなし贈与」につき規定しているが、「みなし贈与」とは、本来の贈与のように、当事者間双方に合意がなくても、実質的に贈与を受けたことと同じような経済的利益の移転があるならば、そこに贈与があったものとみなして、贈与税を課税するというものである。^{*1}

本件においては、夫婦の預金口座間で金員が実際に移動しているが、そこに明確な贈与契約がないもので、その金員の移動の実質をどのように判断するかが争点となっている。

[2] 本裁決では、夫婦間における財産の移動の実質的帰属については、上記4点の判断要素を掲げているが、これは本審判所が独自に示した基準ではなく、すでに東京地裁平成20年10月17日判決が、次のとおり判示した内容の引用である。「被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、当該財産又はその購入原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。」^{*2}

したがって、財産の帰属の判定には、名義人が誰であるかという点は、法的所有権からして最も重要なポイントとなるが、これを預貯金でいうと、預金者の認定は、その名義人で行うということになる。しかし、預金者の認定をめぐる過去の判決例からすると、最高裁の判例は、むしろ出捐を基準とする「客観説」を採用していると解される（最高裁三小昭48・3・27、最高裁二小昭52・8・9等）。すなわち、「客観説」とは、預貯金の帰属は、その名義人によるのではなく、あくまで実質的な判断から、自己の出捐で、自己の預金とする意思で、本人自ら、または使用者、代理人等を通じて預金をした者が預金者であるという説である。一方で、預入れの際に、預入れの行為をした者が他人のための預金であることを表示しない限り、預入行為者が預金者であるとする「主観説」（この主観説の考え方

*1 東京地裁昭51年2月17日判決は、「私法上の贈与契約によって財産を取得したのでないが…実質的に対価を支払わないで経済的利益を受けた場合においては、贈与契約の有無に拘わらず贈与に因り取得したものとみなし、これを課税財産として贈与税を課税する」ことができると判示した。

*2 第1審：東京地裁・平19（行ウ）第19号、平20・10・17判決、控訴審：東京高裁・平20（行コ）第386号、平21・4・16判決

方を一部取り入れたものと考えられるのが、最高裁二小平15・2・21, 最高裁一小平15・6・12の判決である。) や、「折衷説」といって、原則は客観説をとるが、例外的に預入行為者が明示または默示に自己が預金者であることを表示したときは、預金行為者が預金者であるという説もある。

いずれにしても現在はなお「客観説」が通説と考えられているので、本件のような明確な贈与契約が存在しない以上、単なる名義人といった形式的な要素だけではその実体を判断できず、「出捐をした者」が誰であるかを上記4要素といった実質的判断要素をもとに総合的に判断する姿勢は、それ自体筆者も合理性なものであると考える。

[3] なお、最近の相続税・贈与税における判決例、裁決例には、預貯金等の帰属に関する事件が多い。たとえば、関東信越国税不服審判所・令和1年9月10日の非公開裁決例は、妻名義の預金が被相続人の財産に帰属するか否かが争点となった、いわば典型的な名義預金の事例であるが、裁決では、「一般に、夫婦間において、妻が夫の財産を管理・運用していたとしても何ら不自然ではないから、この点を殊更に重視することはできないし、当審判所が認定した金員の流れなどに照らせば、本件被相続人に帰属する同人名義の預金口座から引き出された金員が本件預金の原資であったといえることなどを考慮すれば、本件預金は、本件被相続人の相続財産であると認められる。」と判断し、上記「客観説」の出捐をした者に判断ポイントをおいている。

また、東京国税不服審判所・平成29年8月2日裁決は、同じく妻名義の預金が被相続人(夫)の財産に帰属するか否かが争われた事例であるが、本件の特徴は、3億円近い流動資産を保有していた被相続人の贈与時の資力などに鑑みれば、1,000万円程度の額は通常の生活費といえるので、本件預金は、夫から妻に対して、通常必要と認められる生活費として贈与され、本件預金は、名義人どおりに妻に帰属するものであるかどうかが争点となった。審判所は、夫婦間において生活費が配偶者の口座に入金された場合には贈与として当該預金は口座名義人の預金となるとしながらも、「本件預金口座の性格が振替口座(本件被相続人からの生活費を一旦受け取るための口座)としての機能を有していたにすぎない」として、本件預金は、被相続人に帰属する財産であると認定した。本件の場合は、出捐者、管理・運用者とともに、贈与の趣旨、金額、性格が問題となった事例である。

次に、広島国税不服審判所・平成31年4月19日裁決は、逆のケースで、亡母名義の預貯金につき、請求人の固有財産であるかどうかが争われた事例である。これにつき、審判所は、まず、預貯金の名義は、いずれも被相続人である亡母であること、各口座の管理運用は亡母が行っており、また、各預貯金の原資は、大部分が亡母の別の預金、共済の満期金、公的年金等であるとし、「名義」、「管理・運用」、「出捐」といった3点セットから本件預貯金は請求人の固有財産ではないと判断した。

いずれにしても、以上は事実認定の問題であるが、名義預金は実務家にとって悩ましい問題であり、上記裁決例にみられるとおり、出捐者を基本に、総合判断される点に留意すべきである。

〔わたなべ・みつる〕

人気の別冊付録『租税判例の回顧』が電子版で読める!!

要点解説

租税判例総集

【監修】

中里 実 (東京大学名誉教授)

保坂雅樹 (弁護士)

【編集】

月刊『税理』編集局

お申し込み→



電子版付



加除式・B5判・全1冊

定価17,600円(10%税込) 送料サービス
情報更新料 年2回 6,600円(10%税込)

要点をまとめた租税判例を
すべて収録
税務処理に困った時に
解決の糸口がここにある!

◆税務の除斥期間の最長年数である直近7年間に言い渡された租税判例の収録数は随一! (以後1年間に2回の頻度で1年分の内容を更新していきます。)

◆各判例の全文を掲載するという煩雑さを避け、①判決の要旨を中心に、②テーマ、③争点、④判断を付け、読みやすく、要点を把握しやすい!

◆購読者限定の電子版付き。全文検索だけでなく、キーワードによるテーマごとの検索により他の類似判例も参照できる!